

3. 発明該当性及び産業上の利用可能性(特許法第 29 条第 1 項柱書)に関する審判決例

分類	内容	番号	審判決日 (事件番号)	審査基準の対応箇所
31	「発明該当性」について	1	知財高判平成18年9月26日 (平成17年(行ケ)第10698号)	第III部第1章2.
		2	知財高判平成20年6月24日 (平成19年(行ケ)第10369号)	
		3	知財高判平成24年12月5日 (平成24年(行ケ)第10134号)	
		4	知財高判平成27年1月22日 (平成26年(行ケ)第10101号)	
		5	知財高判令和3年12月20日 (令和3年(行ケ)第10052号)	
32	「産業上の利用可能性」について	1	知財高判平成23年4月27日 (平成22年(行ケ)第10246号)	第III部第1章3.
32-1	「産業上の利用可能性」に関し、「人間を手術、治療又は診断する方法」か否かについて	1	知財高判平成25年8月28日 (平成24年(行ケ)第10400号)	第III部第1章 3.1.1 及び 3.2.1

(31)-1

審査基準の 該当箇所	第III部第1章2.
裁判例 分類	31:「発明該当性」について
キーワード	コンピュータソフトウェア関連発明

1. 書誌的事項

事件	「ポイント管理方法」(査定不服審判) 知財高判平成18年9月26日(平成17年(行ケ)第10698号)
出典	裁判所ウェブサイト
出願番号	特願2000-319884号(特開2002-133241号公報)
分類	G06F 17/60
結論	棄却
関連条文	第29条第1項柱書
裁判体	知財高裁第3部 三村量一裁判長、古閑裕二裁判官、嶋末和秀裁判官

2. 事案の概要

(1) 本願発明の概要

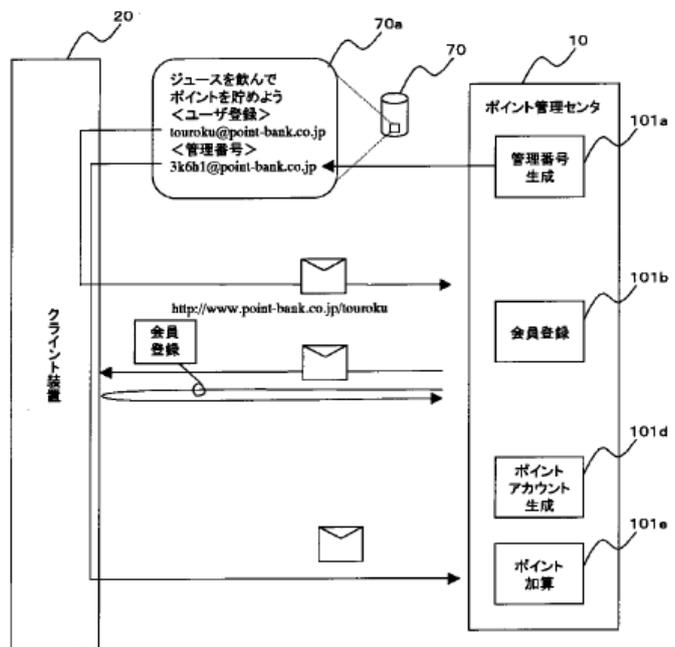
本願発明は、「ポイント収集に手間が係らず、また応募の費用も少なくすみ、さらに、キャンペーン実施者のコストも少なくすみ、さらに応募者の情報を利用しやすい、ポイント管理技術を提供する」という技術的課題を解決しようとするものであって、ポイント管理方法として、

(ア) ユーザの識別情報とユーザが入力した記号列とを含む送信情報をネットワークを介して受信するステップ、

(イ) 上記送信情報を受信したことに対応して、上記ユーザの識別情報に基づいて決定されるユーザの、上記記号列に基づいて決定されるポイントキャンペーンのポイントアカウントに関して、上記ポイントアカウントデータベースの

累積ポイントに所定ポイントを加算するステップ、の各ステップを実行する。

【図1】



(2) 特許請求の範囲(第1補正前)(請求項11のみ記載)(本願発明)(審決では「請求項11」、判決では「旧請求項11」という)

【請求項 1 1】ユーザのポイントキャンペーンごとのポイントアカウントを用いて当該ポイントキャンペーンごとの累積ポイントを記憶するポイントアカウントデータベースを参照してポイントを管理する方法において、

ユーザの識別情報とユーザが入力した記号列とを含む送信情報をネットワークを介して受信するステップと、

上記送信情報を受信したことに対応して、上記ユーザの識別情報に基づいて決定されるユーザの、上記記号列に基づいて決定されるポイントキャンペーンのポイントアカウントに関して、上記ポイントアカウントデータベースの累積ポイントに所定ポイントを加算するステップとを有することを特徴とするポイント管理方法。

(3) 手続の経緯

- 平成15年4月9日 : 拒絶査定不服審判の請求（不服2003-5927号）及び手続補正（第1補正）
 平成15年5月8日 : 手続補正（第2補正）
 平成17年8月2日 : 第1及び第2補正を却下、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決

3. 判示事項に対応する審決・判決の抜粋

審決
<p>※以下で示す「ステップ」は、上記「特許請求の範囲」で下線を引いた2つのステップのことを示す。</p> <p>請求項 1 1 の記載では、人間が各手段を操作してポイント管理を行う場合とコンピュータがポイント管理を行う場合があると認められるので、人間が各手段を操作してポイント管理を行う場合、及びコンピュータがポイント管理を行う場合についてそれぞれ検討する。</p> <p>(1) 人間が各手段を操作してポイント管理を行う場合</p> <p>…請求項 1 1 には、実質的には、人為的に取り決められたポイント管理の仕方に基づくポイント管理方法そのものが記載されていると認められる。</p> <p>したがって、本願発明は、自然法則を利用した技術的思想の創作である発明に該当するとは認められない。</p> <p>(2) コンピュータがポイント管理を行う場合</p> <p>…本願発明は、「ポイント管理方法」であって、ネットワーク、ポイントアカウントデータベースなどのハードウェア資源を用いて実行するところの、…のステップを備える方法発明であるから、その発明の実施にソフトウェアを必要とするところの、いわゆるソフトウェア関連発明である。</p> <p>そして、こうしたソフトウェアを利用するソフトウェア関連発明が、「自然法則を利用した技術的思想の創作」であるためには、発明はそもそもが一定の技術的課題の解決手段になっていなければならないことから、ハードウェア資源を利用したソフトウェアによる情報処理によって、所定の技術的課題を解決できるような特有の構成が具体的に提示されている必要があるというべきである。</p> <p>本願発明は前記のとおりであるから、本願発明において技術的課題の解決手段の根拠となるべき要部は、…のステップである。</p> <p>…ステップの処理が、ネットワークやポイントアカウントデータベースなどのハードウェア資源</p>

<p>を利用したソフトウェアによる情報処理によって、どのように実現されるのか、という点に関しては、何ら具体的に記載されていない。</p> <p>そして、これら…ステップを実質的な要部として含む本願発明は、その技術的課題を解決できるような特有の事項を具体的に提示するものではなく、一定の技術的課題の解決手段であるとは到底いえないから、本願発明は、自然法則を利用した技術的思想の創作である発明に該当するとは認められない。</p>	
<p>判決</p>	
<p>原告の主張</p> <p>(1) 人間が各手段を操作してポイント管理を行う場合について</p> <p>…本願発明において、人間が直接に「ユーザの識別情報とユーザが入力した記号列とを含む送信情報をネットワークを介して受信する」ことは、考えられない。何らかの受信回路や表示装置等を利用して、送信情報を受領して、認識する必要があるが、旧請求項 1 1 にはかかる記載はなく、人間がそのような受信を行う合理的な根拠がない。発明の詳細な説明にも、そのようなことを裏付ける記載はない。</p> <p>(2) コンピュータがポイント管理を行う場合について</p> <p>当業者がかかるステップを採用して、ポイント管理方法を実現して、上記の目的・効果を実現できることは、明白であるから、本願発明には、発明一般の成立性があり、さらに、本来発明でないものを、単にコンピュータの利用という外観を装って規定するものでもないので、ソフトウェア関連発明の具体性も十分である。</p>	<p>被告の主張</p> <p>(1) 人間が各手段を操作してポイント管理を行う場合について</p> <p>…本願発明は、一部に「アカウントデータベース」及び「ネットワーク」という自然法則を利用したものを用いてはいるが、技術的意味を持たないので、<u>全体としては人為的取り決めであり、自然法則を利用した技術思想の創作とは、認められない。</u></p> <p>(2) コンピュータがポイント管理を行う場合について</p> <p>審決で検討したとおり、旧請求項 1 1 に記載された「ユーザの識別情報とユーザが入力した記号列とを含む送信情報をネットワークを介して受信するステップ」からも「上記送信情報を受信したことに対応して、上記ユーザの識別情報に基づいて決定されるユーザの、上記記号列に基づいて決定されるポイントキャンペーンのポイントアカウントに関して、上記ポイントアカウントデータベースの累積ポイントに所定ポイントを加算するステップ」からも、<u>ソフトウェアの情報処理として把握し得る程度の具体的な処理手順は、把握できない。</u></p>
<p>裁判所の判断</p> <p>(1) 人間が各手段を操作してポイント管理を行う場合について</p> <p>…以上の検討結果によると、本願発明の各行為を人間が実施することもできるのであるから、<u>本願発明は、「ネットワーク」、「ポイントアカウントデータベース」という手段を使用するものではあるが、全体としてみれば、これらの手段を道具として用いているにすぎないものであり、ポイントを管理するための人為的取り決めそのものである。したがって、本願発明は、自然法則を利用した技術的思想の創作とは、認められない。</u></p>	

(2) コンピュータがポイント管理を行う場合について

…上記旧請求項 1 1 の記載からは、本願発明の「ポイント管理方法」として、コンピュータを使ったものが想定されるものの、ソフトウェアがコンピュータに読み込まれることにより、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働した具体的手段によって、使用目的に応じた情報の演算又は加工を実現することにより、使用目的に応じた特有の情報処理装置の動作方法を把握し得るだけの記載はない。

…本願発明は、ハードウェア資源としては、「ネットワーク」と「ポイントアカウントデータベース」のみを有するものであり、本願発明のソフトウェアは、これらのハードウェア資源について、「ポイントアカウントデータベースを参照」し、「ネットワークを介して受信」し、「ポイントアカウントデータベースの累積ポイントに所定ポイントを加算する」ものでしかない。そうすると、旧請求項 1 1 の各ステップには、ポイントを管理するための処理と、「ネットワーク」及び「ポイントアカウントデータベース」からなるハードウェア資源とが、どのように協働しているのかが具体的に記載されていない。したがって、情報処理の流れが存在するとはいっても、ハードウェア資源を用いて、情報処理が具体的に実現されているとはいえない。したがって、本願発明は、審査基準に照らしても、自然法則を利用した技術的思想の創作であるとは、認められない。

(31)-2

審査基準の 該当箇所	第III部第1章2.
裁判例 分類	31:「発明該当性」について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	「双方向歯科治療ネットワーク」(査定不服審判) 知財高判平成20年6月24日(平成19年(行ケ)第10369号)
出典	裁判所ウェブサイト
出願番号	特願2000-579144号(特表2002-528832号公報)
分類	G06F 17/60
結論	認容
関連条文	第29条第1項柱書
裁判体	知財高裁第1部 塚原朋一裁判長、本多知成裁判官、田中孝一裁判官

2. 事案の概要

(1) 本願発明の概要

双方向歯科治療方法であり、歯科医師と歯科技工室との間で使用されるシステムである。この方法は、患者の歯科治療要求を判定し；患者に装着して歯科治療要求を満たすための歯科補綴材のプレパラートのデザイン規準を含む初期治療計画を策定し；通信ネットワークを介して初期治療計画を歯科技工室に伝送し；必要に応じて初期治療計画に対する修正を含む最終治療計画を歯科医師に伝送する。システムは、データベース(1630)を備えるネットワークサーバ(1610)とネットワーク(1620)と少なくとも1台のローカルコンピュータ(14)とからなる。データベースは、歯科補綴材の材料、処理方法、およびプレパラートに関する情報を蓄積する。

(2) 特許請求の範囲(請求項1のみ記載)

【請求項1】 歯科補綴材の材料、処理方法、およびプレパラートに関する情報を蓄積するデータベースを備えるネットワークサーバと；

前記ネットワークサーバへのアクセスを提供する通信ネットワークと；

データベースに蓄積された情報にアクセスし、この情報を人間が読める形式で表示するための1台または複数台のコンピュータであって少なくとも歯科診療室に設置されたコンピュータと；

要求される歯科修復を判定する手段と；

前記歯科修復の歯科補綴材のプレパラートのデザイン規準を含む初期治療計画を策定する手段とからなり、

前記通信ネットワークは初期治療計画を歯科技工室に伝送し；また

前記通信ネットワークは必要に応じて初期治療計画に対する修正を含む最終治療計画を歯科治療室に伝送してなる、コンピュータに基づいた歯科治療システム。

(3) 手続の経緯

- 平成17年 4月26日 : 拒絶査定不服審判の請求 (不服2005-7446号)
- 平成17年 5月26日 : 手続補正 (上記「特許請求の範囲」を参照)
- 平成19年 6月19日 : 「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決

3. 判示事項に対応する審決・判決の抜粋

審決	
<p>…歯科医師が、その精神活動の一環として、患者からの歯科治療要求を判定したり、初期治療計画を策定するものは社会常識であるから、請求項1の「要求される歯科修復を判定する」、「前記歯科修復の歯科補綴材のプレパラートのデザイン規準を含む初期治療計画を策定する」の主体は、歯科医師であるといえる。そうすると、請求項1において、歯科医師が、その精神活動の一環として「判定する」こと、「策定する」ことを、それぞれ「手段」と表現したものと認められる。</p> <p>…</p> <p>請求項1は、当初の「双方向歯科治療方法」から「コンピュータに基づいた歯科治療システム」の発明に補正され、「判定し」、「策定し」を「判定する手段」、「策定する手段」に補正しているが、「判定する手段」、「策定する手段」に関して、上述のとおりその発明の特定事項として、歯科医師が主体の精神活動に基づく判定、策定することを、上記「手段」と表現したものであるから、請求項1に係る発明全体をみても、自然法則を利用した技術的創作とすることはできない</p>	
判決	
<p>原告の主張</p> <p>…本願発明1の特徴は、歯科治療室と歯科技工室との間での初期治療計画を、ネットワークサーバ、通信ネットワーク、1つ以上のコンピュータを使用して生成し、伝送することにより最終治療計画を生成し実施することを可能にするシステムにある。本願発明についての国際公開パンフレットに基づいて再訳した甲12の【0001】に記載されるように、具体的には、歯科医師側のコンピュータと修復技工室側のコンピュータが1つ又は複数の歯及び支台歯(プレパラート)のカラー画像を分析することを可能にし、特定の治療又は美容処置において置換される歯に精密に適合するよう義歯又は義歯冠を適宜に設計することを可能にしたコンピュータベースの対話型</p>	<p>被告の主張</p> <p>…「・・・し」という方法的記載に代えて、単に「手段」なる文言が附加されれば、機械的に、その主体は人ではなく機械であると解されるものではない。「A手段」の主体が人か機械かは、「A」の文言を解釈した上で、技術常識や社会常識、発明の詳細な説明にA手段についての定義があるかなどを踏まえて実質的に理解されるべきものである。「要求される歯科修復を判定する」や「前記歯科修復の歯科補綴材のプレパラートのデザイン規準を含む初期治療計画を策定する」との記載内容では、歯科治療における業務内容が記載されているにすぎず、機械(コンピュータ)が行う処理と理解されるような技術的内容を何ら有していない。</p>

<p>システムに関するものである。</p> <p>…請求項 1 に記載される「判定する手段」、「策定する手段」につき、審決が「歯科医師が主体の精神活動に基づく判定、策定する」ことと定義するのは、本願発明 1 の目的からすると全く逆の意味となり、矛盾が生ずる。本願発明 1 の目的からすると、従来非常に困難であった歯科医師の精神活動に基づく適切な材料あるいは方式を選択する作業をできるだけ少なくするための発明であるため、歯科医師の精神活動的な行為そのものが主体とする手段をシステムとして含まないことは明らかである。</p>	<p>したがって、記載内容から、「人間の精神活動ではなく、機械が行っている処理である」とは到底いえない。</p>
<p>裁判所の判断</p> <p>…初期治療計画は歯等のデジタル画像を含むものであり、そのデジタル画像に基づいて歯の治療に使用される材料、処理方法、加工デザイン等が選択され、その選択に必要なデータはデータベースに蓄積されており、策定された初期治療計画はネットワークを介して診療室と歯科技工室とで通信されるものと理解することができる。そして、画像の取得、選択、材料等の選択には歯科医師の行為が必要になると考えられるが、これらはネットワークに接続された画像の表示のできる端末により行うものと理解できる。</p> <p>…本願発明は、スキャナを備え、歯又は歯のプレパラートをスキャンしてデータを入力し、データベースに蓄積されている仕様と比較することによって、治療計画の修正が必要かどうかを確認できるものであることが理解できる。もっとも、実際の確認の作業は、人が行うものと考えられる。</p> <p>カ 以上によれば、請求項 1 に規定された「要求される歯科修復を判定する手段」及び「前記歯科修復の歯科補綴材のプレパラートのデザイン規準を含む初期治療計画を策定する手段」には、人の行為により実現される要素が含まれ、また、本願発明 1 を実施するためには、評価、判断等の精神活動も必要となるものと考えられるものの、<u>明細書に記載された発明の目的や発明の詳細な説明に照らすと、本願発明 1 は、精神活動それ自体に向けられたものとはいえず、全体としてみると、むしろ、「データベースを備えるネットワークサーバ」、「通信ネットワーク」、「歯科治療室に設置されたコンピュータ」及び「画像表示と処理ができる装置」とを備え、コンピュータに基づいて機能する、歯科治療を支援するための技術的手段を提供するものと理解することができる。</u></p> <p>キ したがって、本願発明 1 は、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に当たるものといえることができ、本願発明 1 が特許法 2 条 1 項で定義される「発明」に該当しないとした審決の判断は是認することができない。</p>	

(31)-3

審査基準の 該当箇所	第III部第1章2.
裁判例 分類	31:「発明該当性」について
キーワード	

1. 書誌的事項

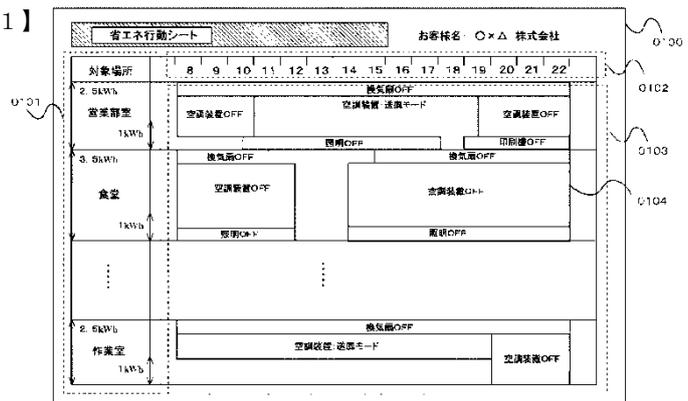
事件	「省エネ行動シート」(査定不服審判) 知財高判平成24年12月5日(平成24年(行ケ)第10134号)
出典	裁判所ウェブサイト 、判例時報2181号127頁、判例タイムズ1392号267頁
出願番号	特願2010-82481号(特開2011-136547号公報)
分類	B42D 15/00
結論	棄却
関連条文	第29条第1項柱書
裁判体	知財高裁第4部 土肥章大裁判長、高部真規子裁判官、齋藤巖裁判官

2. 事案の概要

(1) 本願発明の概要

本願発明の「省エネ行動シート(100)」は、場所名と、単位時間当たりの電力量とを表した場所軸(101)と、時間を表す時間軸(102)と、取るべき省エネ行動を場所軸と時間軸によって特定される一定領域に示すための省エネ行動配置領域(103)と、からなり、省エネ行動配置領域

【図1】



(103)に省エネ行動識別領域(104)を設け、省エネ行動識別領域(104)に示される省エネ行動を取ることで節約できる概略電力量を示すことにより、省エネ行動を取るべき時間と場所を一見して把握することができ、かつ、各省エネ行動を取ることで節約できる概略電力量を把握することができる。

(2) 特許請求の範囲(補正後)(本願発明)

【請求項1】建物内の複数の場所名と、軸方向の長さでその各場所にて節約可能な単位時間当たりの電力量とを表した第一場所軸と、時刻を目盛に入れた時間を表す第一時間軸と、取るべき省エネ行動を第一場所軸と第一時間軸によって特定される一定領域に示すための第一省エネ行動配置領域と、からなり、第一省エネ行動配置領域に省エネ行動により節約可能な単位時間当たりの電力量を第一場所軸方向の長さ、省エネ行動の継続時間を第一時間軸の軸方向の長さとする第一省エネ行動識別領域を

さらに有し、該当する第一省エネ行動識別領域に示される省エネ行動と、その省エネ行動によって節約できる概略電力量（省エネ行動により節約可能な単位時間当たりの電力量と省エネ行動の継続時間との積算値である面積によって把握可能な電力量）を示す省エネ行動シート。

(3) 手続の経緯

- 平成22年10月27日 : 拒絶査定不服審判の請求（不服2010-24151号）
- 平成24年2月7日 : 手続補正（上記「特許請求の範囲」を参照）
- 平成24年3月6日 : 「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決

3. 判示事項に対応する審決・判決の抜粋

審決	
<p>…本願発明の創造的特徴は、第一場所軸が「建物内の複数の場所名と、軸方向の長さでその場所にて節約可能な単位時間当たりの電力量を表す場所軸」であること、及び第一省エネ行動識別領域が「省エネ行動により節約可能な単位時間当たりの電力量を第一場所軸方向の長さ、省エネ行動の継続時間を第一時間軸の軸方向の長さとする」ものであること、即ち、図における軸、領域が表す内容、及び領域に示される情報の内容そのものに創造的特徴を有するものであって、該情報の提示に技術的特徴を見いだすことができず、自然法則を利用した技術的思想の創作ということができない。</p> <p>本願発明は、見る者において、見やすい、理解しやすいというような一応の効果を生ずるものと認められるが、本願発明の軸や領域の平面的な構成は、…ごく一般的な平面的な構成にすぎず、本願発明の創造的特徴は、軸、領域が表す内容、及び領域に示される情報の内容そのものであるといわざるを得ない。</p> <p>…本願発明は、…第2条第1項にいう「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当しない…</p>	
判決	
<p>原告の主張</p> <p>…本願発明の第一場所軸、第一省エネ行動識別領域は、課題を解決するために技術的に用いられる「提示」手段、すなわち本願発明の構成要件である。そして、当該構成要件並びにこれらの組合せに技術的思想が存在するのであるから、本願発明は「発明」として特許されてしかるべきである。</p> <p>当該各構成の下では、…どの場所におけるどの省エネ行動を優先的に行えば最適な省エネ効果を実現できるかを瞬時に把握することも可能となる。これらの視覚的効果が、いずれも、「電力量」「場所」といった情報の内容自体ではなく、「第一場所軸」「第一省エネ行動識別領域」といった構成をとる情報の提示方法によってもたら</p>	<p>被告の主張</p> <p>…本願発明の「軸」や「領域」は、図表のレイアウトを決める表現上の構成にすぎないものであり、特定の物と結びつけられてなる、自然法則を利用した技術的な構成ではない。また、本願発明の視覚的効果は、図表の表現を創意工夫したことによる表現上の効果にとどまるものであるから、本願発明の「軸」や「領域」は、特定の物を別の状態に変える作用を奏する、自然法則を利用した技術的な構成ではない。</p> <p>さらに、本願発明の創造的特徴は、表の第一軸及び第二軸等に取り情報の内容並びに表に描く情報の内容にあること、すなわち、図表としてのレイアウトの取決めにあることが理解できる。</p>

<p>されたことは明らかであって、このような情報の提示にこそ…技術的特徴が認められる。</p> <p>…本願発明は、平面的な構成（技術的構造）により、これを見る者において必ず一定の効果（見やすい、理解しやすいというような効果）を生ずる以上、自然法則の利用に該当する…。</p> <p>本願発明は、その情報の提示の仕方にこそ技術的特徴があり、当該特徴により、見る者に対して「見やすい、理解しやすい」という効果をもたらすものである。したがって、本願発明は、特許法2条1項にいう「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当し、ひいては同法29条1項柱書に規定する「発明」に該当する。</p>	<p>また、本願発明は、提示される情報である電力量の内容が「…節約できる」概略電力量であり、その図示された大きさから量を一見して把握することが可能となる効果を奏するものであるが、… <u>一见して把握可能とすることは、図表が当然備える機能にすぎないから、結局、本願発明の特徴は、提示される電力量の内容が「…節約できる」概略電力量である点に帰着する。</u></p> <p>以上のとおり、原告が主張する情報を記録し提示する手段は、<u>自然法則を利用した技術が関与しない、単なる図表のレイアウトの取決めにすぎないものである。</u></p> <p>…本願発明の省エネ行動シートは、…<u>情報を原告が決めたレイアウトに従って単に図表として提示するにすぎないものであるから、「自然法則を利用した技術的思想」に該当せず…</u></p>
<p>裁判所の判断</p> <p>特許法2条1項は、発明について、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」という規定するところ、人は、自由に行動し、自己決定することができる存在である以上、人の特定の精神活動、意思決定、行動態様等に有益かつ有用な効果が認められる場合があったとしても、人の特定の精神活動、意思決定や行動態様等自体は、直ちには自然法則の利用とはいえない。</p> <p>したがって、<u>ある課題解決を目的とした技術的思想の創作が、いかに、具体的であり有益かつ有用なものであったとしても、その課題解決に当たって、専ら、人間の精神的活動を介在させた原理や法則、社会科学上の原理や法則、人為的な取り決めや、数学上の公式等を利用したものであり、自然法則を利用した部分が全く含まれない場合には、そのような技術的思想の創作は、同項所定の「発明」には該当しない。</u></p> <p>…構成は、「省エネ行動シート」という図表のレイアウトについて、軸（「第一場所軸」と「第一時間軸」）と、これらの軸によって特定される領域（「第一省エネ行動配置領域」と「第一省エネ行動識別領域」）のそれぞれに名称を付し、意味付けすることによって特定するものであるから、各「軸」及び各「領域」の名称及び意味、という提示される情報の内容に特徴を有するものである。</p> <p>そして、<u>図表の各「軸」、及び軸によって特定される「領域」に、それぞれ「第一場所軸」、「第一時間軸」、「第一省エネ行動配置領域」及び「第一省エネ行動識別領域」という名称及び意味を付して提示すること自体は、直接的には自然法則を利用するものではなく、本願発明の「省エネ行動シート」を提示された人間が、領域の大きさを認識・把握し、…意味を理解することを可能とするもの…</u></p> <p>また、本願発明の「省エネ行動シート」は、<u>人間に提示するものであり、何らかの装置に読み取らせることなどを予定しているものではない。</u>そして、<u>人間に提示するための手段として、紙などの媒体に記録したり、ディスプレイ画面に表示したりする態様などについて、何らかの技術的な特定をす</u></p>	

るものではないから、一般的な図表を記録・表示することを超えた技術的特徴が存するとはいえない。

(31)-4

審査基準の 該当箇所	第III部第1章2.
裁判例 分類	31:「発明該当性」について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	「暗記学習用教材、及びその製造方法」（査定不服審判） 知財高判平成27年1月22日（平成26年（行ケ）第10101号）
出典	裁判所ウェブサイト
出願番号	特願2012-277387号（特開2016-104514号公報）
分類	G09B 3/00
結論	棄却
関連条文	第29条第1項柱書
裁判体	知財高裁第1部 富田善範裁判長、大鷹一郎裁判官、柵木澄子裁判官

2. 事案の概要

（1）本願発明の概要

【課題】 簡素で取扱い性に優れながら、文字列全体の文脈に注意を向けた暗記学習を効率よく行うことができる暗記学習用教材、及びその製造方法を提供する。

【解決手段】 本発明の暗記学習用教材は、原文文字列の一部を伏字とすることにより作成された暗記学習用虫食い文字列2Aが表示された暗記学習用教材であって、暗記学習用虫食い文字列2Aは、原文文字列を対象として作成され、第1の伏字部分12Aが設けられた第1の虫食い文字列10Aと、原文文字列を対象として第1の虫食い文字列10Aとは別に作成され、第1の伏字部分12Aが設けられた箇所に対応する箇所とは異なる箇所に第2の伏字部分22Aが設けられた第2の虫食い文字列20Aとを含む。

（2）特許請求の範囲（請求項1のみ記載）

【請求項1】 原文文字列の一部を伏字とすることにより作成された暗記学習用虫食い文字列が表示された暗記学習用教材であって、前記暗記学習用虫食い文字列は、前記原文文字列を対象として作成され、第1の伏字部分が設けられた第1の虫食い文字列と、前記原文文字列を対象として前記第1の虫食い文字列とは別に作成され、第1の伏字部分が設けられた箇所に対応する箇所とは異なる箇所に第2の伏字部分が設けられた第2の虫食い文字列と、を含み、前記原文文字列は、この特許出願の出願日において施行されている日本国の著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第13条各号のいずれかに該当する著作物の一部又は全部を含むものである、暗記学習用教材。

(3) 手続の経緯

平成25年12月13日 : 拒絶査定不服審判の請求 (不服2013-25925号)

平成26年 3月11日 : 「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決

3. 判示事項に対応する審決・判決の抜粋

審決	
<p>本願発明は「教材」という物品に関するものであるが、その創作的特徴部分は、暗記学習に供する文字列の内容そのものにあるといえることができる。</p> <p>…暗記学習に供する文字列の内容をどのように表現し、暗記学習に適したものとするかは、人間の精神活動そのものに向けられたものというべきであって、それ自体は何ら自然法則を利用したものではないから、本願発明を、自然法則を利用した技術的思想であるといえることはできない。</p>	
判決	
<p>原告の主張</p> <p>…本願発明は、暗記学習に供する文字列の内容そのものにも特徴があるのではなく、文字列の内容と従来技術にも存在する部分との協働関係が成立しているところに、その創作的特徴がある…</p> <p>本願発明は、情報の加工過程において自然法則に基づいた技術が利用されており、二つの虫食い文字列の互いに異なる位置を伏字として相補的に設問及び解答を提供し合うという技術的思想が、概念の状態にとどまっているのではなく「教材」として具現化されているのであるから、「自然法則を利用した」、「技術的思想の創作」、「高度のもの」という「発明」の3要件(特許法2条1項)を満たし、特許法29条1項柱書きに規定されている「産業上利用することができる発明」に該当するものであることは明らかである。</p>	<p>被告の主張</p> <p>「技術的思想」とは、一定の課題を解決するための具体的な手段を提示する思想と解されるとしたのであって、「自然法則を利用した」及び「技術的思想の創作」の要件を混同したものではない。</p> <p>また、「自然法則」は、自然事象の間に成り立つ反復可能で一般的な必然的關係、「自然」の領域(自然界)において経験によって見出される法則を意味すると解され、「人間の精神的活動を介在させた原理や法則」や、「社会科学上の原理や法則」、「人為的な取り決め」が、この「自然法則」を利用したものとはいえないことは明らかである。</p> <p>…</p> <p>第1の虫食い文字列をまず見て第1の伏字部分を学習し、その後、第2の虫食い文字列を見て第1の伏字部分の正解を確認した上で、第2の伏字部分を学習するという、人が予め定めた学習手順に沿って学習できるように、第1の虫食い文字列と第2の虫食い文字列を構成したものであって、この文字列の構成は人為的な取り決めにより成されたものであり、また、本願発明の作用効果も、同じ文章の異なる箇所には設けた伏字部分を見比べて学習することによって記憶を促すという、専ら人間の精神活動に基づくものである。</p>

裁判所の判断

…請求項に記載された特許を受けようとする発明が特許法2条1項に規定する「発明」といえるか否かは、前提とする技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等の技術的意義に照らし、全体として「自然法則を利用した」技術的思想の創作に該当するか否かによって判断すべきものである。

そして、「発明」は、上記のとおり、「自然法則を利用した」技術的思想の創作であるから、単なる人の精神活動、抽象的な概念や人為的な取り決めそれ自体は、自然界の現象や秩序について成立している科学的法則とはいえず、また、科学的法則を利用するものでもないから、「自然法則を利用した」技術的思想の創作に該当しないことは明らかである。

したがって、請求項に記載された特許を受けようとする発明に何らかの技術的手段が提示されているとしても、前記のとおり全体として考察した結果、その発明の本質が、人の精神活動、抽象的な概念や人為的な取り決めそれ自体に向けられている場合には、「発明」に該当するとはいえない。

…

(ア) 本願発明の技術的課題

…本願発明は、従来の暗記学習用教材に存する上記問題の解決を課題として、簡素で取扱性に優れながら、文字列全体の文脈に注意を向けた暗記学習を効率よく行うことができる暗記学習用教材を提供することを目的とする。

(イ) 課題を解決するための技術的手段の構成

…本願発明は、暗記学習用教材という媒体に表示される暗記学習用虫食い文字列の表示形態（上記①）及び暗記学習の対象となる文字列自体（上記②）を、その課題を解決するための技術的手段の構成とするものであると認められる。

(ウ) 採用した技術的手段の構成から導かれる効果

本願発明によれば、簡素で取扱性に優れながら、文字列全体の文脈に注意を向けた暗記学習を効率よく行うことができる暗記学習用教材を提供することができるという効果を奏する。

…

以上によれば、本願発明は、暗記学習用教材という媒体に表示される暗記学習用虫食い文字列の表示形態及び暗記学習の対象となる文字列自体を課題を解決するための技術的手段の構成とし、これにより、文字列全体の文脈に注意を向けた暗記学習を効率よく行うことができるという効果を奏するものであるから、本願発明の技術的意義は、暗記学習用教材という媒体に表示された暗記すべき事項の暗記学習の方法そのものにあるとえる。

…

本願発明の技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等の技術的意義を総合して検討すれば、本願発明は、暗記学習用教材という媒体に表示される暗記学習用虫食い文字列の表示形態及び暗記学習の対象となる文字列自体を課題を解決するための技術的手段の構成とし、これにより、文字列全体の文脈に注意を向けた暗記学習を効率よく行うことができるという効果を奏するものである。そうすると、本願発明の技術的意義は、暗記学習用教材という媒体に表示された暗記すべき事項の暗記学習の方法そのものにあるといえるから、本願発明の

本質は、専ら人の精神活動そのものに向けられたものであると認められる。

したがって、本願発明は、その本質が専ら人の精神活動そのものに向けられているものであり、自然界の現象や秩序について成立している科学的法則、あるいは、これを利用するものではないから、全体として「自然法則を利用した」技術的思想の創作には該当しない。

(31)-5

審査基準の 該当箇所	第III部第1章2.
裁判例 分類	31:「発明該当性」について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	「カット手法を分析する方法」（査定不服審判） 知財高判令和3年12月20日（令和3年（行ケ）第10052号）
出典	裁判所ウェブサイト
出願番号	特願2019-160189号（特開2021-037083号公報）
分類	A45D 44/00
結論	棄却
関連条文	第29条第1項柱書
裁判体	知財高裁第4部 菅野雅之裁判長、中村恭裁判官、岡山忠広裁判官

2. 事案の概要

（1）本願発明の概要

【課題】 本発明は、分析対象者のヘアスタイルの正面写真、側面写真および背面写真を分析し、当該分析対象者に使用されているカット手法を分析する方法を提供することを目的とする。

【解決手段】 本発明は、分析対象者の写真、画像、イラスト、デッサンから、正面、側面および背面から観た自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイルを推定するステップ、次いで、分析対象セクションを複数のセクションの中から選択するステップ、次いで、前記選択したセクションに対して、前記推定された自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイルに基づき、セクションに適した少なくとも1つの分析項目の分析を行うステップ、次いで、前記分析項目の分析結果とカット手法に関する情報と紐づけすることで、前記選択されたセクションに対して採用されているカット手法を分析する方法とすることで課題を解決した。

（2）特許請求の範囲（補正後）（請求項1のみ記載）（本願補正発明）

【請求項1】

分析対象者の写真、画像、イラストまたはデッサンから、正面、側面および背面から観た自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイルを推定する第1のステップ、

次いで、分析対象セクションを複数のセクションの中から選択する第2のステップ、

次いで、第2のステップで選択したセクションに対して、第1のステップで推定した自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイルに基づき

A アウトラインの形成または表情分析

- B カットライン分析
- C ボリューム位置またはボリュームライン分析
- D シルエット形状または表情分析
- E パート（分け目）の位置または有無分析
- F セクションの幅または形状分析
- G フェイスラインとセクション間の継がり方またはセクション間の継がり方分析

の中から、前記選択されたセクションに適した少なくとも1つの分析項目の分析を行い、分析結果を得る第3のステップ、

次いで、前記分析結果から、前記カット手法に関する情報を導出する第4のステップによる、前記選択されたセクションに対して採用されているカット手法分析方法。

(3) 手続の経緯

令和2年9月15日 : 拒絶査定不服審判の請求（不服2020-12930号）、
手続補正（上記「特許請求の範囲」を参照）

令和3年2月25日 : 「本件審判の請求は成り立たない。」との審決

3. 判示事項に対応する審決・判決の抜粋

審決（判決より抜粋）
<p>(1) ア：第1のステップについて</p> <p>…したがって、本願補正発明の「第1のステップ」は、分析者が、「分析対象者の正面、側面および背面の写真、画像、イラストまたはデッサン」を自分の目を見て、「正面、側面および背面から観た自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイル」を自分の頭で推定することを特定したものであって、人間の視覚による認識及び認識結果からの推定であり、人間の精神活動そのものであるから、自然法則を利用したものではない。</p> <p>イ：第2のステップについて</p> <p>…第2のステップは、分析者が、分析対象者の推定された自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイルに基づいて、分析対象者のヘアスタイルの単純さ、複雑さ等によって、セクション分けを行い、カット手法を分析する対象となる頭部の領域を選択するものであるから、分析者である人間の精神活動そのものであって、自然法則を利用したものではない。</p> <p>ウ：第3のステップについて</p> <p>…第3のステップは、分析者が、第1のステップで推定した自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイルを、第2のステップで選択されたセクションについて、当該セクションに適した分析項目により、類型に分類することであり、分析者である人間の精神活動そのものであって、自然法則を利用したものではない。</p> <p>エ：第4のステップについて</p> <p>…そうすると、第4のステップは、分析者が、第3のステップにおいて分類された類型にしたがって、どのようなカット手法が採用されていたのかを推定するという、分析者である人間の精神活動そ</p>

のものであって、自然法則を利用したものではない。

(2) 以上のとおり、第1ステップないし第4ステップの各ステップは、いずれも人間の精神活動そのものであるから、第1ステップないし第4ステップからなる本願補正発明の「カット手法を分析する方法」は、人間の精神活動そのものであり、自然法則を利用したものではない。

判決

原告の主張

…第1のステップは、これに続く第2のステップ以降の分析の妨げとなるノイズ（カール、ウェーブ等）をなくすことを目的するものであり、こうした「ノイズをなくす」ことは純粋に自然科学的な目的であって、そのために行う自然乾燥ヘアスタイルの推定は、頭頂点等の生物学的な特徴を利用し、毛髪に付けられた物理的なウェーブやカールを元に戻すという物理的な処理であり、人が行っているとしても自然法則を利用していることは明らかである。

…また、本願明細書には、AI化（完全機械化）できる発明も記載されている（【0127】、【0128】）から、第1のステップを人が行うことを前提として判断すること自体誤りがある。

…第2のステップないし第4のステップで得られた分析結果は、カットマネキンを使って分析結果どおりのカットを行うという物理的な検証をもって正しいか否かを確かめることができる。こうした物理的な検証ができることは、自然法則を利用しているからにほかならない。

このように、第2のステップないし第4のステップは、物理的な結果（自然乾燥ヘアスタイル）とその結果をもたらした物理的な手段（カット手法）という対応関係を利用するものであり、人が行うか否かにかかわらず、本願補正発明は、自然法則を利用したものであるということが出来る。

被告の主張

…本願補正発明における自然乾燥ヘアスタイルの推定は、「パーマメントがかかっている写真においては、撮影された髪型そのものを分析するのではなく、パーマメントが解けて自然乾燥状態のナチュラルストレートとなったヘアスタイルを分析者が推定して、分析を開始する」（【0026】）と記載されているように、人である分析者が自らの頭の中で行うことが想定されているから、第1のステップは、自然法則に関する知識を利用していたとしても、人の精神活動そのものである。

…本願補正発明の「第1のステップ」は、分析者が、「分析対象者の正面、側面および背面の写真、画像、イラストまたはデッサン」を自分の目で見て、「正面、側面および背面から観た自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイル」を自分の頭で推定することを特定したものであって、人間の視覚による認識及び認識結果からの推定であり、人間の精神活動そのものであるから、自然法則を利用したものではないと本件審決が判断したとおりであり、その判断に誤りはない。

…第1のステップが自然法則を利用したものではないのと同様に、第2のステップないし第4のステップも人が自身の頭の中で思考することのみによって行うものである。仮に、その思考過程において自然乾燥ヘアスタイルとカット手法との対応関係という知識を利用していたとしても、人の頭の中で完結している以上、人の精神活動そのものであって、自然法則を利用したものとはいえない。第2のステップないし第4のステップのそれぞれのステップがいずれも自然法則を利用したものとはいえない以上、第2のステップないし第4

	<p>のステップを総合的に判断しても、これらが自然法則を利用したものとはいえず、これと同旨の本件審決の判断に誤りはない。</p>
<p>裁判所の判断</p> <p>…本願補正発明は、こうした第1のステップないし第4のステップを順次経ることにより、特定のセクションに採用されているカット手法を分析する方法であり、<u>本願補正発明の発明特定事項には、分析の主体が特定されていないことから、人がこうした分析を行うことは排除されていない。</u>ちなみに、本願明細書の実施例1（【0026】ないし【0120】）には、「自然乾燥状態のナチュラルストレートとなったヘアスタイルを分析者が推定して、分析を開始する。美容に携わる者であれば、パーマメントがかかっている写真からでも自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイルとなったときのシルエット線のおおよその位置を容易に推定できる。なお、実施例の以下の分析は、特に断りがなくとも、分析者により推定された自然乾燥状態のナチュラルストレートとなったヘアスタイルを用いて行われる。」（【0026】）との記載があり、人がこうした分析を行うことが想定されているといえる。</p> <p>…本願補正発明にはこうした推定の手段に関する特定がないことからすると、分析者の毛髪の知識や経験から分析対象者の写真等を見て自然乾燥ヘアスタイルを推定することになるといえる。</p> <p>そうすると、<u>本願補正発明には、人である分析者が、分析対象者の正面、側面及び背面の写真を見て、分析者の毛髪の知識や経験を踏まえて、自然乾燥ヘアスタイルを分析者の頭の中で推定することを発明特定事項に含むものであり、こうした推定を含む第1のステップは、仮に、分析者の頭の中で行う分析の過程で利用する毛髪の知識や経験に自然法則が含まれているとしても、分析者の頭の中で完結するステップである以上、分析者の精神的活動そのものであって、自然法則を利用したものであるとはいえない。</u></p> <p>…以上によれば、本願補正発明の第1のステップないし第4のステップは、全体として考察すると、分析者が、頭髪の知識等を利用して自然乾燥ヘアスタイルを推定し（第1のステップ）、分析の対象となる頭部の領域を選択し（第2のステップ）、セクションに適した分類項目の中から分析者が推定した分析対象者のヘアスタイルを分類し（第3のステップ）、この分類に対応するカット手法の分析を導出する（第4のステップ）ことを、<u>頭の中ですべて行うことが含まれるものである以上、仮に、分析者が頭の中で行う分析の過程で利用する頭髪の知識や経験に自然法則が含まれているとしても、専ら人の精神的活動によって前記1(1)で認定した課題の解決することを発明特定事項に含むものであって、「自然法則を利用した技術的思想の創作」であるとはいえないから、特許法2条1項に規定する「発明」に該当するものとはいえない。</u></p>	

(32)-1

審査基準の 該当箇所	第III部第1章3.
裁判例 分類	32:「産業上の利用可能性」について
キーワード	

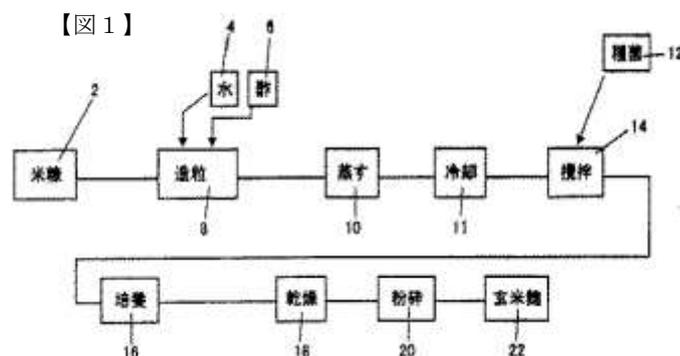
1. 書誌的事項

事件	「米糠を基質とした麴培養方法」 (無効審判) 知財高判平成23年4月27日 (平成22年 (行ケ) 第10246号)
出典	裁判所ウェブサイト
出願番号	特願2003-104618号 (特開2004-267178号公報)
分類	C12N 1/14
結論	棄却
関連条文	第29条第1項柱書
裁判体	知財高裁第3部 飯村敏明裁判長、武宮英子裁判官、齊木教朗裁判官

2. 事案の概要

(1) 本願発明の概要

本願発明は、米糠の粉末に、水分を加え粒子状に加工する第一の工程 (8) と、該粒子状にした米糠に蒸気をあて蒸す第二の工程 (10) と、該蒸した米糠に種麴を接種し、むろに於いて培養する第三の工程 (16) と、該培養された麴と該培養中に産出された酵素とを含む玄米麴を乾燥する第四の工程 (18) とからなる米糠を基質とした麴培養方法である。



(2) 発明の詳細な説明の開示

【0017】

これを粉碎工程 (20) で適度な粉末に粉碎して、玄米麴が完成する。以上本発明による米糠を基質とした麴培養方法と、その方法によって作った玄米麴について説明を行って来た。粉体としての米糠を基質にして、そのまま麴菌を働かせようと思っても、混入する水分量や、麴菌の投入量の調整がむづかしい。麴菌は、好気菌であるからといって送風して酸素を供給し、乾燥してしまえば、菌自体が働きを弱めることになる。そうした問題を粒状にすることにより、保水性と、流通性を良くし、それを基本に説明して来たような工夫をしたのが本発明による培養方法である。ここで示したものはあくまで1実施例であり、本願発明は、特許請求の範囲に示した内容で、発明を具現化するものであり、

実施例のみに拘われるものではない。

(3) 特許請求の範囲（請求項1のみ記載）（本件発明1）

【請求項1】米糠の粉末に、水分を加え粒子状に加工する第一の工程と、該粒子状にした米糠に蒸気をあて蒸す第二の工程と、該蒸した米糠に種麴を接種し、むろに於いて培養する第三の工程と、該培養された麴と該培養中に産出された酵素とを含む玄米麴を乾燥する第四の工程とからなる米糠を基質とした麴培養方法。

(4) 手続の経緯

平成21年5月15日 : 特許権の設定登録（上記「特許請求の範囲」を参照）
 平成21年9月10日 : 原告による特許無効審判の請求（無効2009-800195号）
 平成22年6月28日 : 「…本件審判の請求は成り立たない。」との審決

3. 判示事項に対応する審決・判決の抜粋

<p>審決</p> <p>…「玄米麴」は玄米全体ではなく、その一部である米糠を基質として培養したものを意味するのであるから、「米糠」を発酵させることにより産出できるもので、本件発明1が、自然法則に反する内容を含んでいることにならない。したがって、本件発明1は、特許法第29条柱書に規定する要件を満たしているものである。</p>	
<p>原告の主張</p> <p>「玄米麴」は、「胚乳」部分に大量の麴菌が培養され、酵素が豊富で発酵に適しているが、「胚乳」のない「米糠」では酵素量が少なく、「発酵に使用する麴」の意味がないため、通常麴業者は「米糠麴」と「玄米麴」とは明確に区別している。「米糠粉末で玄米麴ができる」とする本件発明1は、実際には米糠粉末から真実の玄米麴はできないものであって、産業上利用することができる発明に該当しない…</p>	<p>被告の主張</p> <p>本件明細書の段落【0017】において、本件各発明は、米糠を麴菌で培養した物を玄米麴と位置づけているから、原告の主張は前提を誤ったものである。</p>
<p>裁判所の判断</p> <p>特許法29条1項柱書にいう「産業上利用することができる発明」とは、<u>広く工業、農業、商業、鉱業等を包含する「産業」上利用可能な発明であることを明らかにし、学術的、実験的にのみ利用することができるような発明などは除く趣旨の規定である。米糠粉末から真実の玄米麴ができるかどうかは、上記の意味における「産業上利用することができる発明」の該当性の有無の判断を左右するものではないから、原告の主張は、その主張自体失当である。</u></p>	

(32-1)-1

審査基準の 該当箇所	第III部第1章3.1.1 及び 3.2.1
裁判例 分類	32-1:「産業上の利用可能性」に関し、「人間を手術、治療又は診断する方法」か否か について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	「筋力トレーニング方法」（無効審判） 知財高判平成25年8月28日（平成24年（行ケ）第10400号）
出典	裁判所ウェブサイト
出願番号	特願平5-313949号（特開平7-144027号公報）
分類	A63B 21/00
結論	棄却
関連条文	第29条第1項柱書
裁判体	知財高裁第1部 飯村敏明裁判長、八木貴美子裁判官、小田真治裁判官

2. 事案の概要

（1）本願発明の概要

本願発明は、特定の増強しようとする目的の筋肉部位への血行を緊締具により適度に阻害してやることにより、疲労を効率的に発生させて、目的筋肉をより特定の増強できるとともに関節や筋肉の損傷がより少なく済み、さらにトレーニング期間を短縮できる筋力トレーニング方法を提供するものである。

（2）発明の詳細な説明の開示

「…本件発明の推測されるメカニズムとして、筋肉増強は、疲労の回復過程での超回復によりなされること、筋肉の疲労はエネルギー源や酸素の供給、乳酸の処理に大きく関係しており、これらは筋肉への血行に大きく左右されており、特定の増強しようとする目的の筋肉部位への血行を緊締具により適度に阻害してやることにより、疲労を効率的に発生させて、目的筋肉をより特定の増強できることが、説明、開示されている。【0008】、【0009】」（判決より抜粋）

（3）考慮された事項

「本件発明が、筋力の減退を伴う各種疾病の治療方法として用いられており（…）、被告やその関係者が本件発明を治療方法あるいは医業類似行為にも用いることが可能であることを積極的に喧伝していたこと（…）が認められる。」（判決より抜粋）

（4）特許請求の範囲（訂正後）（請求項1のみ記載）（本件発明1）

【請求項 1】筋肉に締めつけ力を付与するための緊締具を筋肉の所定部位に巻付け、その緊締具の周の長さを減少させ、筋肉に負荷を与えることにより筋肉に疲労を生じさせ、もって筋肉を増大させる筋肉トレーニング方法であって、筋肉に疲労を生じさせるために筋肉に与える負荷が、筋肉に流れる血流を止めることなく阻害するものである筋力トレーニング方法。

(5) 手続の経緯

- 平成23年12月7日 : 原告による特許無効審判の請求（無効2011-800252号）
- 平成24年5月7日 : 被告（特許権者）による訂正の請求（上記「特許請求の範囲」を参照）
- 平成24年10月17日 : 上記訂正の請求を認容、審判請求は成り立たない旨の審決

3. 判示事項に対応する審決・判決の抜粋

審決（判決より抜粋）	
イ 本件発明は、医療行為方法、業として利用できない発明、實際上明らかに実施できない発明のいずれにも該当しないから、特許法 29 条 1 項柱書にいう「産業上利用することができる発明」に該当する。	
判決	
<p>原告の主張</p> <p>イ 医療行為方法について</p> <p>本件発明は、筋肉加圧トレーニング運動療法にも使用可能であって、医療目的で使用することが予定され、期待されていた。被告は、本件発明の出願前から、筋肉加圧トレーニングに関連した医療行為を行っている。</p> <p>審決は、本件発明が医療行為方法には該当しないとした点で誤りがある。</p>	<p>被告の主張</p> <p>イ 医療行為方法に対して</p> <p>本件明細書には、医療に関する事項については何ら記載されていないし、本件発明がリハビリに使用されることは、その出願時において想定されておらず、出願後に研究が進められた結果発見されたものにすぎない。加圧トレーニングの臨床応用例が紹介されているとしても、本件発明は「筋力トレーニング」に関するものであり、医療行為方法を含むものではない。</p>
裁判所の判断	
<p>(1) 産業上利用可能性について</p> <p>…本件発明は、いわゆるフィットネス、スポーツジム等の筋力トレーニングに関連する産業において利用できる技術を開示しているといえる。そして、<u>本件明細書中には、本件発明を医療方法として用いることができることについては何ら言及されていないことを考慮すれば、本件発明が、「産業上利用することができる発明」（特許法 29 条 1 項柱書）であることを否定する理由はない。</u></p> <p>(2) 医療行為方法について</p> <p>…しかし、本件発明が治療方法あるいは医業類似行為に用いることが可能であったとしても、本件発明が「産業上利用することができる発明」（特許法 29 条 1 項柱書）であることを否定する根拠にはならない。</p>	